

公布された規則のあらまし

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 50 号）

- 1 次に掲げる者について、同居親族要件を適用しないこととした。（第 2 条の 2 関係）
 - (1) 生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない者を除く。）をする関係にある相手からの暴力を受けた者
 - (2) 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により設定された避難指示区域に存する住宅に、同日において居住していた者
- 2 この規則は、平成 26 年 1 月 3 日から施行することとした。

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第 51 号）

- 1 農林水産商工本部に有田焼創業 400 年事業推進監を置くことができることとした。（第 21 条関係）
- 2 農林水産商工本部に置かれた職にある者の一部は、有田焼創業 400 年事業の推進に関する事務の一部を処理することとした。（第 25 条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行することとした。
- 5 佐賀県公有財産規則及び佐賀県財務規則について、所要の改正を行うこととした。